



# 和歌山市公報

令和5年（2023年）3月27日  
号外第9号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【 監査委員公表 】

番号		ページ
5	定期監査の結果及び意見の公表・・・・・・・・・・・・・・・・（監査事務局）	1
6	公の施設の指定管理者監査の結果の公表・・・・・・・・・・（監査事務局）	3

### 【 監査委員公表 】

#### 和歌山市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表する。

令和5年3月27日

和歌山市監査委員 森田昌伸  
同 上 柳野純夫  
同 上 山本宏一  
同 上 井上直樹

#### 第1 監査の期間

令和4年9月5日から令和5年2月10日まで

#### 第2 監査の実施箇所

##### 1 都市建設局

###### 建設総務部

建設総務課、技術管理課、用地課、地籍調査課

###### 道路河川部

道路政策課、道路建設課、道路管理課、河川港湾課

###### 建築住宅部

住宅政策課、住宅第1課、住宅第2課、公共建築課、空家対策課

###### 都市計画部

都市計画課、交通政策課、都市再生課、まちなみ景観課、公園緑地課、建築指導課

##### 2 議会事務局

議会総務課、議事調査課

##### 3 企業局

###### 経営管理部

企業総務課、契約課、経理課、営業課、技術管理課

###### 水道工務部

水道企画課、管路整備課、維持管理課、上・工業用水道管理課（加納浄水場、出島浄水場、水質試験事務所、六十谷第1・第2浄水場を含む。）

###### 下水道部

下水道企画課、下水道管理課、終末処理場管理課（中央終末処理場、和歌川終末処理場、北部終末処

理場を含む。）、下水道建設課、下水道施設課

4 教育委員会

小学校

大新、広瀬、吹上、砂山、高松、宮北、新南、雑賀崎、雑賀、宮、四箇郷、芦原、中之島、和歌浦、宮前、湊、野崎、三田、名草、松江、木本、貴志、貴志南、楠見、楠見西、楠見東、西和佐、岡崎、加太、西脇（みらい分校を含む。）、有功、有功東、直川、紀伊、山口、川永、和佐、山東、東山東、安原、小倉、太田、今福、野崎西、鳴滝、四箇郷北、福島、八幡台、浜宮、藤戸台

中学校

日進、東和、西和、城東、西浜、明和、河北、河西、紀之川、加太、西脇（みらい分校を含む。）、紀伊、有功、東、高積、楠見、貴志

伏虎義務教育学校

和歌山高等学校

幼稚園

中之島、湊、岡山、宮前、西和佐、西脇、和佐、加太、山口、紀伊、雑賀崎

第3 監査の事項・実施内容

- 1 調定、収納及び現金取扱状況
- 2 予算の執行状況
- 3 財産の管理状況
- 4 委託料、補助金等の有効性及び効率性
- 5 契約事務の適正性
- 6 各事務処理の必要性及び効率性
- 7 その他

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の結果

監査は、和歌山市監査基準に準拠して実施した。その結果、おおむね良好であったが、一部において次表のとおり整備を要する事項が見受けられたので、今後、より適正な事務の執行を望むものである。

なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

項目	監査結果	担当局部課等名
決裁責任者の決裁を受けずに施行	和歌山市不良空家の除却に係る補助金事務において、和歌山市事務決裁規則に規定されている支出負担行為同いの決裁を行っていたものの、決裁責任者の決裁を受けずに支出負担行為を行っていたため、同規則を遵守し適正な決裁処理を行われない。	都市建設局 建築住宅部 空家対策課
重要物品の保管状況の報告誤り	和歌山市物品管理規則第18条に規定されている重要物品保管報告において、重要物品である集団反応分析装置システムの保管状況を誤って報告していた。早急に訂正の報告を行われない。 また、今後、保管状況を報告する際は、重要物品と備品受払簿等の諸帳簿と照合するなどして報告誤りが発生しないよう適正な事務処理を行われない。	芦原小学校

第6 監査の意見

監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は次表のとおりである。

項目	意見	担当局部課等名
理科学習のための薬品	市立学校は理科学習のための薬品（医薬外毒物及び劇物を含む。）を保有している。書面による定期監査を行ったところ、提出日に必要	教育委員会

の管理体制 の充実	書類を提出することができない学校が複数見受けられた。このことは「学校における安心安全な薬品管理に係る「薬品管理システム」運用要項」が適切に運用されているかについて疑問を持つところである。 また、使用頻度が非常に低いと見受けられる薬品を保有している学校もあり、一定期間使用していない薬品の廃棄推進に努めるよう検討されたい。 教育委員会は、理科学習のための薬品の管理体制を強化し、適正でより安全な管理体制となるよう整備を図られたい。
--------------	--

(令和5年3月27日揭示済)

**和歌山市監査委員公表第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月27日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同 上	柳野純夫
同 上	山本宏一
同 上	井上直樹

## 第1 監査の期間

令和4年9月5日から令和5年2月10日まで

## 第2 監査の対象

## 1 公の施設の指定管理者

和歌山東公園

公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団

## 2 所管課

都市建設局 都市計画部 公園緑地課

## 第3 監査の事項・実施内容

## 1 指定管理者関係

ア 施設管理状況の適法性

イ 協定等に基づく義務の履行の適正性

ウ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組状況

エ 出納関係帳簿の整備及び記帳並びに諸規程の整備状況

オ 行政財産の目的外使用許可等の地方公共団体の長のみが行うことができる権限の事務の適正性

## 2 所管課関係

ア 指定管理者の指定における法、条例等の適法性

イ 指定管理者の指定手続きの適正性・公正性

ウ 協定書等記載内容の適正性

エ 管理に関する経費の算定、支出の方法等の適正性

オ 事業報告書の点検の適正性

カ 指定管理者において施設利用の促進の取組状況

キ 協定書等における履行の確認及び事業報告書の内容点検

ク 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合の手続きの適正性

## 第4 監査の着眼点

公の施設の指定管理者の当該施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているか。

## 第5 監査の結果

監査は、和歌山市監査基準に準拠して実施した。その結果、おおむね良好であった。

なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

監査対象年度	令和3年度
監査実施日	令和4年11月16日及び同月17日
施設名	和歌山東公園
指定管理者	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団
所管課	都市建設局 都市計画部 公園緑地課
監査結果	おおむね良好であった。

(令和5年3月27日揭示済)